

工事区分

設備項目		本体工事		テナント工事	備考		
電気設備 (強電設備)	電灯	<ul style="list-style-type: none"> ■厨房器具：30KW ■照明コンセント12KW 		<ul style="list-style-type: none"> ・受電設備からテナント内設置の開閉器盤までの配管、配線 ・電力計の設置 ・非常照明、誘導灯、空調室内機、換気機器への2次側電源工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉器盤からテナント用電灯分電盤及び配管、配線、照明器具、コンセント等各器具の設置 ・非常照明、誘導灯、空調室内機、換気機器の移設又は増設工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した器具、機器等の維持管理、電気使用料金、電気保安業務に関する費用は借主負担。 	
	動力	<ul style="list-style-type: none"> 厨房器具30KW ※厨房換気は30KW内に対応 ※空調については屋上動力盤からの供給となるため、下段の空調設備での対応となります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・受電設備からテナント内設置の開閉器盤までの配管、配線 ・厨房用給排気ファンの電源工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉器盤からテナント用動力分電盤及び配管、配線、照明器具、コンセント等各器具の設置 ・厨房用給排気ファンの移設又は増設工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置した器具、機器等の維持管理、電気使用料金、電気保安業務に関する費用は借主負担。 	
電気設備 (弱電設備)	電話設備	テナント用弱電BOX設置		4Fサーバー室内のMDFよりテナント用弱電BOXまでの配管	MDFからテナント用弱電BOXまでの配線、店舗内配線、配管、機器等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・MDFからテナント用弱電BOXまでの配線工事は、市が指定する事業者にて行うこと。 ・借主において通信事業者と回線契約。 	
	光通信設備	テナント用弱電BOX設置		4Fサーバー室内のMDFよりテナント用弱電BOXまでの配管	MDFからテナント用弱電BOXまでの配線、店舗内配線、配管、機器等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・MDFからテナント用弱電BOXまでの配線工事は、市が指定する事業者にて行うこと。 ・借主において通信事業者と回線契約。 	
	TV共聴設備	テナント用弱電BOX設置		EPSからテナント用弱電BOXまでの配管、配線	テナント用弱電BOXから店舗内配線、配管、機器等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・受信、視聴にかかる費用は借主負担。 	
電気設備 (防災設備)	放送設備	テナント内間仕切壁、天井が無い状態で法定基準のスピーカー、カットリレーコンセント設置		店舗内に非常放送用標準スピーカー、カットリレー設置	テナント天井設置、間仕切壁によるスピーカー、カットリレーの増設・移設、配線、配管、機器等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ローカル放送はカットリレーコンセントを接続。 ・法定点検については貸主負担。 ・テナント工事で設置した機器類等の修理・更新は借主負担。 ・故意、過失による発生した故障・破損等の修理復旧は原因者が費用負担。 	
	自火報設備	テナント内間仕切壁、天井が無い状態で法定基準の感知器設置		店舗内に標準感知器設置	テナント天井設置、間仕切壁による感知器の増設・移設、配線、配管、機器等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検については貸主負担。 ・テナント工事で設置した機器類等の修理・更新は借主負担。 ・故意、過失による発生した故障・破損等の修理復旧は原因者が費用負担。 	
	非常照明設備	テナント内間仕切壁、天井が無い状態で法定基準の非常照明設置		店舗内に標準非常照明設置	テナント天井設置、間仕切壁による非常照明の増設・移設、配線、配管、機器等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検については貸主負担。 ・テナント工事で設置した機器類等の修理・更新は借主負担。 ・故意、過失による発生した故障・破損等の修理復旧は原因者が費用負担。 	
	誘導灯設備	テナント内間仕切壁、天井が無い状態で法定基準の誘導灯設置		店舗内に標準誘導灯設置	テナント天井設置、間仕切壁による誘導灯の増設・移設、配線、配管、機器等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検については貸主負担。 ・テナント工事で設置した機器類等の修理・更新は借主負担。 ・故意、過失による発生した故障・破損等の修理復旧は原因者が費用負担。 	
機械設備	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ■室外機：45kw 1台（屋上設置） ■室内機： <ul style="list-style-type: none"> 店舗部：天井埋め込みカセット4方向 4.5kw×5台 厨房部：厨房用天井エアコン 8kw×1台 ※店舗部と厨房部は同一マルチ系統 ※店舗内個別リモコン（集中管理対象外） 		<ul style="list-style-type: none"> ・仮想定位置に室内機を設置し、試運転まで行う。 	テナント天井設置に伴う、一時取り外し、再取り付け及び移設・増設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は屋上配置のため、電力計の読取りは施設管理者（市）側で行う。 ・停電時には空調機器電源は停止する。問題がある場合は別途予備電源を用意すること。 	
	換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ①24時間換気（厨房内天井設置） シロッコファン 250m³/h 1台 吸込口 HSガラリ 200mm角 1個 ②店舗換気(全熱交換器) 天井隠蔽型全熱交換器 700m³/h 1台 吸込口 HSガラリ 400mm角 1個 吹出口 VHSガラリ 400mm角 1個 ③厨房用ダクト 給気ダクト： 600mm×400mm 想定風量 6700m³/h 排気ダクト： 600mm×400mm 想定風量 6700m³/h ※厨房用の給気ファンは実装。 		<ul style="list-style-type: none"> ①24時間換気用中間ダクトファンを設置。 ②想定換気量に見合う、換気ダクトを設置。 建築基準法上最低限の換気量（法定換気量≒300m³/h）を満たす給排気ファンを設置 ③厨房用ダクト 給気：厨房内に設置想定でダクト設置 ※給気ファン設置。 排気：2F機械室にダクト設置、排気ファン設置 ダクトは店舗内天井にて閉塞版によるフランジ渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ③厨房フード、グリースフィルタ、脱臭装置（必要な場合） ①、②、③ともに、天井設置に伴う一時取り外し、再取り付け及び移設増設工事。 	<ul style="list-style-type: none"> ・強い臭気や煙を発する場合はテナント工事で脱臭装置を設置すること。 ・標準換気量以上の増設には、対応範囲に限界がある。 ・停電時には換気機器電源も停止する。問題がある場合は別途予備電源を用意すること。 ・店舗内の天井フィルタの清掃はこまめに行うこと。 ・ダクト内に油が溜まらないよう定期的な清掃を行うこと。 	
	排煙設備	なし					
	給排水設備	給水	給水	25A	建物B1F設置の受水槽からの加圧給水方式 テナント北東天井内、量水器25mm、GV25A（バルブ止め）	店舗内天井バルブ止め以降の給水管設置	<ul style="list-style-type: none"> ・水回り設置エリアは事前に提示すると共に、かさ上げを行わない場合は事前協議が必要。
雑排水			100A	テナント北東壁際100A×2（立上げ配管キャップ止め）	厨房排水は専有部にグリーストラップを設置 床上プラグ止め以降の排水管設置		
汚水			100A				
ガス設備	50A		店舗北東天井内バルブ止め	店舗内天井バルブ止め以降のメーター、配管設置			
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ■屋内消火栓 ■消火器 ※厨房フード消火は非対応 		<ul style="list-style-type: none"> 共用部：屋内消火栓格納箱及び消火器 専有部：共用部の屋内消火栓で包含かつ法廷範囲基準の消火器 	テナント工事で間仕切を設置した場合の屋内消火栓箱の移設又は増設工事、また消火器の増設及び付加設置	<ul style="list-style-type: none"> ・他の設備等の調整を要する場合があるため、事前協議が必要。 ・屋内消火栓の移設等は事前協議必要。 		
出入口・厨房位置 ・テナント対象	別紙「にぎわい施設プロット図」のとおり						

※配置等は「にぎわい施設プロット図」参照

※高圧受電設備の法定点検のため、年に1回は終日計画停電を行うため、必要に応じて予備電源等を用意すること。（非常用電源の使用等は市と事前協議要）